

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について

1 学校再開までの対応について

(1) 感染症対策を行う体制の整備

健康観察、教室環境の整備等、学校における感染症対策を徹底するための準備を行う。

(2) 保健管理体制の整備

学校保健委員会等を活用し、学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備する。

(3) 緊急連絡体制の整備

学校で感染が疑われる者がいた場合等の対応について緊急連絡ができるよう、連絡体制を整備するとともに、教職員の役割分担を明確にしておく。

2 学校における感染症対策について

(1) 感染源を絶つこと

風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）が1つでもみられる幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）は、出席停止、教職員については、特別休暇の扱いとし、自宅で休養させることを徹底する。

- ・登校前に「健康観察カード」へ記録させ、学校で確認する。なお、風邪以外による症状である場合は、備考欄にその旨を記載させ、登校可としてもよい。
- ・登校前に確認できなかった生徒等については、教職員が検温及び体調不良等の確認を行い、症状が見られた場合は、帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するように指導する。（出席停止扱いとする。）
- ・各授業の開始前に、体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、健康観察を徹底する。（同居家族等に体調不良者がいる生徒等については、学校において、より注意深く健康観察を行う。）
- ・「学校等欠席者・感染症情報システム」に確実に入力する。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患のある児童生徒等の中には、重症化のリスクが高い者もいることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をし、登校すべきでないとは判断された場合については、出席停止の扱いとする。
- ・保護者から新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、学校を休ませたいと相談された場合、まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症の対策について十分説明した上で、保護者が生徒等を出席させなかった場合については、出席停止の扱いとすることができる。

(2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケット（マスクやハンカチ等で口・鼻を覆う）を徹底するとともに、特に多くの生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭する。

- ・外から教室に入るとき、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、給食の前後、清掃の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど様々な機会において、こまめな手洗いを徹底する。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。

- ・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして共用はしないこととし、毎日必ず交換するよう指導する。
- ・石けんに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮する。

(3) 集団感染のリスクへの対応

3つの留意事項（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する。

- ・教室内での生徒等の間隔は1メートルを目安とした座席配置とし、生徒等が対面にならないような形で教育活動を行うことが望ましい。
- ・教室等の換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行う。空調使用時においても30分に1回は換気を行い、密閉空間にしない。
- ・マスクは、基本的に常時着用すること。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してもよい。その場合は、換気や生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。

3 給食指導等の工夫

(1) 配膳時の留意点

- ・給食当番及び配食を行う教職員は、マスク・給食着を着用し、手指は確実に洗浄したかを毎日点検する。適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・配膳の前に、配膳台を消毒し、生徒等の各自の机を、丁寧に水拭きする。

(2) 食事の時の留意点

- ・給食時間は、机を向い合わせにしない、会話を控えさせるなどの工夫をする。

(3) 食事後の後片付け時の留意点

- ・ストローなどの唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ、密閉して縛り廃棄する。
- ・感染予防のための食器返却時のルールを決め、各学級で徹底する。
 - (例) 皿やお盆は、各自がきちんと重ねて返却する。
 - はしは、各自が向きをそろえて返却する。
 - 食器の片づけの後は、すみやかに手を洗う。

4 新型コロナウイルスに係る東広島市立幼小中学校臨時休業の実施について

感染者及び濃厚接触者（同居家族が感染した場合等）を把握した場合

【児童生徒等の場合】

- ア 教育委員会は、児童生徒等の感染が判明及び濃厚接触者を把握した場合、広島県西部東保健所等（以下「保健所等」）と学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について、実施の有無、規模及び期間について適切に判断する。
- イ 保健所等は、当該児童生徒等の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。
- ウ 学校は、保健所等の指示に従い、当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

エ 学校は、プライバシーを配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布するとともにSNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底する。

【教職員の場合】

校長は、当該教職員については治癒、または陰性が確認されるまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については、「【児童生徒等の場合】」のアからエまでと同様の取扱いとする。

5 幼稚園・小中学校が主催する行事について

- ・全幼児児童生徒等が体育館に集まるような行事は極力避けることとし、学年単位等で活動するに止める。校内放送等で対応可能なものについては、優先して実施すること。

※その他、学校の教育活動等の実施の有無については、巻末資料参照。

6 学習指導について

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

- ・登校再開後には、学校において児童生徒の学習内容の定着を確認し、市教育委員会が示した、「令和2年度の授業日数」や「感染リスク（3つの密）を避けて行う授業の工夫」等が必要に応じて参考にして、感染症対策に留意しながら学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること。
- ・特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。
- ・学校が課した家庭学習については、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断した場合は、当該内容を再度学校で取り扱わないこととすることができる。
- ・授業については、1コマを40分程度に短くした上で、一日当たりの授業コマ数の増減等の時間割編成の工夫により、学校における指導を進めることができる。ただし、授業時数をカウントする際の1単位時間は小学校45分、中学校50分となる。
- ・学校における取組を支援するため、スクールサポーター（退職教員等）について、その派遣のための経費を増額する予定であり、補習やきめ細かな指導、感染防止のための少人数指導等の支援を行うこととする。
- ・学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないことも踏まえ、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮すること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について

- ・学校再開後の各教科等の指導に当たっては、教室等のこまめな換気の徹底や、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを着用するよう指導するなど、感染症対策を講じた上で、新学習指導要領において示されている主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行う。例えば、外国語科、外国語活動の授業においては、マスクを着用し、1メートル程度の距離を確保した上で、コミュニケーション活動を行うなどの工夫をすることができる。ただし、当面、握手やハイタッチ等の身体的接触を伴う活動は行わないことを徹底する。

(3) 感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い学習活動について

【感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い学習活動】

- 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体との接触を伴う活動
- 家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- 体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事

※上記の**【感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い学習活動】**について、家庭科、技術・家庭科における調理等の実習は、前期は行わないこととし、後期から行う。その他の**【感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い学習活動】**については、本市が新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続していない地域（レベル1地域）であるため、各学校において、次に示した**【学習活動における必要な感染症対策】**を十分に講じた上で、学習指導を行うようにする。

【学習活動における必要な感染症対策】

- 通常マスクの着用を徹底し、飛沫が飛ぶことを防ぐ。
- できる限り個人や少人数・短時間で行い、席配置を工夫するなど、密接及び密集状態を避ける。
- 可能な限り2方向の窓を同時に開けたり、扇風機を活用したりし、密閉を防ぐ。
- 共用の教材、教具、情報機器は適切に水拭きする等、除菌する。
- 共用の教材、教具、情報機器を触る前後で手洗いを徹底する。

[体育・保健体育等の指導について]

- ・体育・保健体育及び屋外等の運動時におけるマスク着用については、熱中症のリスクが高まる可能性があるため、こまめな水分補給を行い、マスクを外してよいこととする。
- ・児童生徒間の距離を2m以上確保するとともに、授業の前後に手洗いをするように指導すること。

[音楽等の歌唱指導・楽器指導（吹く楽器）について]

- ・音楽等の歌唱指導はできる限り短時間で行うこととする。また、一人一人の間隔を確保し、換気については気候上可能な限り2方向の窓を同時に開けた上で、人がいる方向に口が向かないようにする。歌唱の際もマスクの着用が原則ではあるが、熱中症のリスクが高まる可能性がある場合は、必要に応じて外してよいこととする。
- ・楽器指導（吹く楽器）においても、短時間で行うことや、できる限り一人一人の間隔を確保すること、2方向の窓を同時に開けた上で、人がいる方向に向けて吹かないように留意する。

※市教育委員会作成：「感染リスク（3つ密）を避けて行う授業の工夫」等を参照する。

(4) 休憩時間の過ごし方について

- ・児童生徒の休憩時間の過ごし方については、密集して遊ぶことのないように休憩時間（外遊びができる時間）を学年で割り振るなど、各学校において工夫することで感染防止に努める。
- ・外遊びについては、児童生徒が一定距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないように留意し、マスクを外してよいこととする。
- ・外遊び等を終えて児童生徒が教室に戻った際には、クールダウン（手洗いを十分に行わせたり、水分補給をさせたりするなど）した後にマスクを着用させる。

7 部活動について

6月1日（月）から部活動を再開する。屋外・屋内に関わらず「クラスター発生のリスクを下げるための3つの原則」に留意し、感染拡大防止の対策に努める。

＜クラスター発生のリスクを下げるための3つの原則＞

- ①一度に大人数が集まって、人が密集する状態で活動を行わないようにする。
- ②換気の悪い密閉空間での活動とならないよう、定期的に室内や体育館の換気を行う。
- ③過度の身体接触を伴う活動や近距離での会話や発声を行わないようにする。

また、部活動の実施に当たっては、次の点について留意する。

- ・6月中の朝練習は行わないこととする。
- ・課業日（月曜日から金曜日）の活動時間については、6月第1週は放課後の1時間程度とし、その後、段階的に生徒の実態に応じて活動し、6月第3週からは2時間以内とする。7月以降は各校で作成の部活動の方針に基づき、適切に活動時間を設定する。
- ・6月中は土曜日及び日曜日を休養日とする。7月以降は各校で作成の部活動の方針に基づき、適切に休養日を設定する。
- ・長期の休業明けであることを踏まえ、再開時には準備運動や基礎トレーニングをしっかりと行うようにするとともに、身体に過度に負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分配慮する。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的参加により行われる活動であるが、感染拡大防止のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員等が部活動の実施状況を把握する。
- ・部活動で使用する用具等については、使用前に除菌作業を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しはしないこと。
- ・部室等の利用に当たっては、短時間の利用とし、一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。
- ・生徒に発熱等の体調不良が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう徹底する。
- ・6月中は練習試合や他校との対外的な練習は行わない。それ以降については、現在検討中である7月の市の総合体育大会の有無によって決定することとする。
- ・吹奏楽部の全体練習については、広い空間等で行うこととし、できる限り生徒一人一人の間隔を確保し、短時間で実施するように配慮する。

8 学校の教育活動等の実施の有無について

行事名等	方針	留意事項
運動会・体育大会 学習発表会・文化祭	学校判断 ・選択実施 ・両方実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施については、運動会・体育大会と学習発表会・文化祭のどちらか一方を選択するか、両方を実施するか、各校で判断する。 ・実施の際には、集団発生を防止する「3密」を、可能な限り回避し、感染防止に努める。 ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルだけにするなどの工夫が必要である。 ・保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
全教職員研修	実施 (希望制)	<ul style="list-style-type: none"> ・「3密」を回避するため、全教職員参加ではなく希望者のみの参加とする。
修学旅行	延期	<ul style="list-style-type: none"> ・教育的意義や児童生徒の心情等に配慮し、中止ではなく延期とする。 ・行先については、感染リスクの高い地域等は避け、できるだけ直前のキャンセルが生じないような地域を選定する。
社会見学・職場訪問	中止	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等の事情も勘案して、今年度は中止とする。 <p>※遠足は可能とする。</p>
野外活動（小学校）	学校判断	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する場合は、「3密」を可能な限り回避し、感染防止に努める。 <p>※民泊は行わない。</p>
進路説明会（中学校）	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校と実施方法について連携を図り、3密を防いだ上で6月中旬から実施する。
教育実習	延期	<ul style="list-style-type: none"> ・8月中旬以降の実施とする。 ・大学への延期依頼については、既に市教委が行った。 ・今後の手続きについては、4月21日付けの通知に基づいて各幼稚園及び小・中学校が行う。
職場体験活動（中学校）	中止	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は中止とする。 ・生徒に身に付けさせたい資質・能力等については、他の教育活動において補う。
保育実習（中学校）	延期	<ul style="list-style-type: none"> ・8月末までは実施しないこととする。 ・それ以降の実施は、市教委が保育課等と連携して決定する。
中学校音楽会	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・案としては、中学校を午前と午後2回（7校・7校）、又は3回（5校・5校・4校）に分けて、分散開催を考えている。 <p>※今後、中学校長会等と連携する。</p>

NRT	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・7月中に実施し、分析結果については業者から9月頃に学校へ配付される。 ・実施学年は小学校3年生から中学校3年生とし、実施教科は国語・算数・数学とする。
英検I B A（中学校）	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の予定通り実施する。
参観日	学校判断	<ul style="list-style-type: none"> ・6月末までは中止としている。 ・7月からの実施については、各校で判断する。 ・実施の際には、保護者等に対して、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
平和学習バス	中止	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は中止とする。 ・各学校において平和学習を実施する。
こころの劇場（小学校）	中止	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は中止とする。
防犯教室及び薬物乱用防止教室	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・対象学年を絞っての実施や1時限の中で2グループに別けて、時間差で実施する等の感染症対策を徹底する。
ラジオ体操（小学校）	中止	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は中止とする。
児童生徒健康診断	調整中	<ul style="list-style-type: none"> ・尿検査、心音心電図検査（6月～） ・内科検診、歯科、耳鼻科及び眼科検診（8月～）
作って！食べよう！ 弁当DAY！	中止	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は中止とする。 ・中学校における弁当コンテストも中止とする。

9 北海道北広島市及び中国徳陽市との教育交流について

(1) 方針

先方と協議の結果、今年度予定していた事業は中止し、来年度に順延する。

※北広島市：派遣と受入、徳陽市：受入

(2) 備考

北広島市については、今年度が姉妹都市提携40周年にあたることから、秋頃を目途に、今年度交流を予定していた学校間で、メッセージ交換やオンラインによる情報交換等を行う方向で調整中。

10 市主催等のイベント等の取扱いについて

(1) 対象期間

令和2年5月18日（月）から令和2年5月31日（日）まで

【広島県対処方針や本市の感染者の状況を踏まえ、適時見直しを行う】

(2) 対応方針

■ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数とする。

■ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分確保できること。（できるだけ2m）

上記を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じた上で、中止又は延期の方針を解除する。

- ①三つの密の発生が原則想定されないこと
- ②入場者の制限や誘導、手指の消毒施設の設置、マスクの着用等、適切な感染防止対策が講じられること。
- ③イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ④密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

1.1 市公共施設の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症対策のための広島県の対処方針」が令和2年5月22日に変更（レベル2からレベル1への移行）されたことを踏まえ、利用制限の措置を講じている施設について、次のとおり取り扱う。

区 分	対象施設※	備 考
社会教育関係施設	生涯学習センター	5/18 から使用制限を解除
	図書館	5/24 から着座、インターネット利用、視聴覚ブース、レファレンス窓口の利用制限を解除
文化施設	芸術文化ホールくらら	5/18 から使用制限を解除
	市民文化センター	5/18 から使用制限を解除
	歴史民俗資料館・民俗資料展示室等展示施設	5/24 から使用制限を解除
体育・スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・市民体育館 ・河内スポーツアリーナ ・豊栄テニスコート ・豊栄屋内球技場 グラウンド（市民、区民、多目的） ・河内・福富パークゴルフ場 ・B&G 海洋センター（体育館・屋内プール） 	5/18 から使用制限を解除
	<ul style="list-style-type: none"> ・B&G 海洋センター（トレーニング室） ・黒瀬屋内プール（トレーニング室） 	5/24 から使用制限を解除
	学校施設開放	6/1 から使用制限を解除

※主な教育委員会関係施設を抜粋